

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月30日
【会社名】	株式会社ニッキ
【英訳名】	NIKKI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	取締役社長 和田 孝
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市上依知3029番地
【電話番号】	046(285)0228
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田中 宣夫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市上依知3029番地
【電話番号】	046(285)0228
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田中 宣夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第126期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類 金銭

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金14円（配当総額131,205,256円）

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合を行う。

併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合する。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配する。

株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

8百万株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を4千万株から8百万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更する。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものとする。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、和田孝、田中宣夫、守屋元治、川横弘司、尾見雅明、小野田教昭、遠藤健一、佐藤順哉及び松村隆の各氏を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、夏目岳彦氏を選任する。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する佐藤勝行氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	7,657	7		(注)1	可決 99.77
第2号議案	7,661	3		(注)2	可決 99.82
第3号議案	7,659	5		(注)2	可決 99.79
第4号議案				(注)3	
和田 孝	7,657	7			可決 99.77
田中 宣夫	7,637	27			可決 99.50
守屋 元治	7,660	4			可決 99.80
川横 弘司	7,660	4			可決 99.80
尾見 雅明	7,660	4			可決 99.80
小野田教昭	7,660	4			可決 99.80
遠藤 健一	7,660	4			可決 99.80
佐藤 順哉	7,659	5			可決 99.79
松村 隆	7,660	4			可決 99.80
第5号議案				(注)3	
夏目 岳彦	7,662	2			可決 99.83
第6号議案	7,484	180		(注)1	可決 97.51

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 4. 賛成割合の記載は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上